

石川県教育費負担軽減奨学金のお知らせ

能登半島地震災害関係

【石川県外の私立高等学校等に在学する生徒用】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金です。

1. 支給要件・・・以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- ①令和5年度の保護者等の道府県民税及び市町村民税の所得割額が課税されているが、収入の急激な減少により、減少後の収入額で試算する保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額の推計額が非課税(0円)である世帯に相当すると認められる世帯であること(両親双方とも非課税であること)
- ②令和6年1月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- ③対象となる生徒(高校生等)が就学支援金支給対象である私立高等学校等に在学していること

2. 給付額・・・対象生徒の状況により対象生徒1人あたり、次の金額の合計を給付

(1) 年額の月割り支給分

世帯区分	給付額	通信制・専攻科
イ 対象となる生徒に15歳(中学生を除く)～23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	34,400円	13,025円
ウ 対象となる生徒に15歳(中学生を除く)～23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	38,000円	13,025円

※ R6.1.1～R6.3の3か月分

※ 高校生等が2人以上いる場合、1人目は「イ」その他は「ウ」となります。

(2) 制服購入加算分(対象者のみ)

対象	給付額
着用を義務付けられている制服が、令和6年能登半島地震により喪失・毀損し、再度、購入が必要である場合	81,000円

3. 申請方法

令和6年2月29日(木)までに、下記書類を全て提出してください。

【必要書類】

- (1) 申請書(様式1-2 家計急変用)
- (2) 債権者登録申出書
- (3) 家計急変の発生に関する申立書
- (4) 家計急変後の収入を証明する書類
 - ・給与所得者の場合は、家計急変後収入が減少した月(1ヶ月分)の給与明細書写し
 - ・個人事業主の場合は、家計急変後収入が減少した月(1ヶ月分)の事業収入が確認できる資料(収支計算書、売上台帳の写し)など※やむを得ない事情で提出が困難な場合は、(3)の申立書で収入額を申告してください。
- (5) 保護者等の令和5年度課税証明書(扶養親族の記載が省略されていないもの)
- (6) 在学証明書
- (7) 誓約書(2(2)制服購入加算分の支給を受ける場合)

【提出・お問い合わせ先】

令和6年2月29日(木)までに、石川県総務部総務課私学・県立大学支援グループあてに郵送により提出してください。

(住所) 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

(TEL) 076-225-1233 (FAX) 076-225-1234

(MAIL) e110300b@pref.ishikawa.lg.jp